

第765回むつ市教育委員会会議

規則の一部改正議案 新旧対照表

目

次

報告第 2 号	むつ市教育委員会教育長職務代理者の事務を委任する規則の一部を改正する規則	…… 1
報告第 3 号	むつ市教育委員会事務局職員等の職名に関する規則の一部を改正する規則	…… 3
報告第 4 号	むつ市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則	…… 5
報告第 5 号	むつ市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則	…… 7
報告第 6 号	むつ市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令	…… 9

むつ市教育委員会教育長職務代理者の事務を委任する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(事務局職員の指定)</p> <p>第3条 職務代理者が事務を委任する事務局職員の順序は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>次長</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>(事務局職員の指定)</p> <p>第3条 職務代理者が事務を委任する事務局職員の順序は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>政策推進監</u></p> <p>(3) (略)</p>

むつ市教育委員会事務局職員等の職名に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(職名)</p> <p>第2条 職員の職名は、教育部長、施設整備技術監、理事、<u>次長</u>、副理事、課長、館長、所長、室長、副所長、総括主幹、館長補佐、主幹、主任指導主事、主任主査、指導主事、主査、社会教育主事、課付、主任、主事、栄養士、技師、調理師、ボイラー技士、自動車運転手、技能員、作業技師とする。</p>	<p>(職名)</p> <p>第2条 職員の職名は、教育部長、施設整備技術監、理事、<u>政策推進監</u>、副理事、課長、館長、所長、室長、副所長、総括主幹、館長補佐、主幹、主任指導主事、主任主査、指導主事、主査、社会教育主事、課付、主任、主事、栄養士、技師、調理師、ボイラー技士、自動車運転手、技能員、作業技師とする。</p>

むつ市教育委員会事務局組織及び運営規則の一部を改正する規則

改 正 案	現 行																								
<p>(職制)</p> <p>第8条 次の表の左欄に掲げる第2条に定める組織（この条において「組織」という。）に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="201 603 936 794"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>次長</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	組織	職	職務	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)		次長	(略)	<p>(職制)</p> <p>第8条 次の表の左欄に掲げる第2条に定める組織（この条において「組織」という。）に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1158 603 1892 794"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>職</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>政策推進監</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	組織	職	職務	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)		政策推進監	(略)
組織	職	職務																							
(略)	(略)	(略)																							
	(略)	(略)																							
	次長	(略)																							
組織	職	職務																							
(略)	(略)	(略)																							
	(略)	(略)																							
	政策推進監	(略)																							

むつ市教育委員会表彰規則の一部を改正する規則

改 正 案	現 行
<p>(表彰審査委員会)</p> <p>第5条 表彰に関する事項について審査させるために、むつ市教育委員会表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員長には教育部長を、副委員長には<u>次長</u>を、委員には総務課長、生涯学習課長、学校教育課長、中央公民館長、図書館長及びむつ市校長会長を充てる。</p>	<p>(表彰審査委員会)</p> <p>第5条 表彰に関する事項について審査させるために、むつ市教育委員会表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員長には教育部長を、副委員長には<u>政策推進監</u>を、委員には総務課長、生涯学習課長、学校教育課長、中央公民館長、図書館長及びむつ市校長会長を充てる。</p>

むつ市教育委員会事務専決代決規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>次長級職員</u> 組織規則第8条第1項に規定する<u>次長</u>及び同条第3項に規定する副理事をいう。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(専決権者の特例)</p> <p>第4条 専決権者は、必要があると認めるときは、あらかじめ次の各号に掲げる専決事項の一部についてそれぞれ規定する者の承認を得て、他の職員に専決させることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>次長</u>等以下の職員の専決事項 部長</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>(代決の制限)</p> <p>第8条 前条の規定にかかわらず、第5条各号のいずれかに該当するとき、又は教育長が不在のときで次の各号の事務にかかるものは代決できない。ただし、あらかじめ処理の方針を指示された場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市費負担職員(教育部長、理事、<u>次長</u>、副理事、課長、公民館長、図</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>政策推進監級職員</u> 組織規則第8条第1項に規定する<u>政策推進監</u>及び同条第3項に規定する副理事をいう。</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(専決権者の特例)</p> <p>第4条 専決権者は、必要があると認めるときは、あらかじめ次の各号に掲げる専決事項の一部についてそれぞれ規定する者の承認を得て、他の職員に専決させることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>政策推進監</u>等以下の職員の専決事項 部長</p> <p>第5条～第7条 (略)</p> <p>(代決の制限)</p> <p>第8条 前条の規定にかかわらず、第5条各号のいずれかに該当するとき、又は教育長が不在のときで次の各号の事務にかかるものは代決できない。ただし、あらかじめ処理の方針を指示された場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 市費負担職員(教育部長、理事、<u>政策推進監</u>、副理事、課長、公民館</p>

書館長及び総括主幹を除く。)の任免及び懲戒に関すること。

第9条 (略)

別表第1 共通専決事項 (第3条関係)

区分	項目	部長	課長
(略)	(略)	次長及び課長級の職員	(略)
	(略)		(略)
	(略)		(略)
	(略)	次長及び課長級の職員	(略)

別表第2 個別専決事項 (第3条関係)

課	項		部長	課長
(略)	(略)	次長等以下職員	(略)	
	(略)	次長等以下職員	(略)	
	(略)	次長等以下職員	(略)	
	(略)	次長及び課長級職員	(略)	
	(略)	(略)		(略)

長、図書館長及び総括主幹を除く。)の任免及び懲戒に関すること。

第9条 (略)

別表第1 共通専決事項 (第3条関係)

区分	項目	部長	課長
(略)	(略)	政策推進監及び課長級の職員	(略)
	(略)		(略)
	(略)		(略)
	(略)	政策推進監及び課長級の職員	(略)

別表第2 個別専決事項 (第3条関係)

課	項		部長	課長
(略)	(略)	政策推進監等以下職員	(略)	
	(略)	政策推進監等以下職員	(略)	
	(略)	政策推進監等以下職員	(略)	
	(略)	政策推進監及び課長級職員	(略)	
	(略)	(略)		(略)

別表第3 (略)

別表第4 決裁準備 (第7条関係)

決裁権者	代決する者		
	第1順位	第2順位	第3順位
(略)	(略)	次長	(略)
(略)	次長	(略)	(略)

別表第3 (略)

別表第4 決裁準備 (第7条関係)

決裁権者	代決する者		
	第1順位	第2順位	第3順位
(略)	(略)	政策推進監	(略)
(略)	政策推進監	(略)	(略)